

国民年金保険料の学生納付特例制度

学生のかたも20歳になったら必ず国民年金に加入し、国民年金保険料を納めることが義務付けられていますが、申請により在学期間中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

■対象

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校や個別に定められた各種学校など(夜間、定時制、通信制を含む。)に在学する学生で、前年所得が一定額以下のかた

■承認期間

4月～令和9年3月(年度ごとの申請が必要)

■申請

次のものを保険年金課にお持ちください。

- 基礎年金番号が確認できる書類
- 学生証(令和8年度が有効期限内のもの)または在学証明書
- 本人確認書類
1点で良いもの……運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、障害者手帳など
2点必要なもの……健康保険資格確認書、年金手帳など

■次の場合は申請方法が異なります

前年度に学生納付特例が承認され、今年度も同一の学校に在学予定があるかたは、日本年金機構から送付される申請書を記入し、返送してください。申請書が届かない場合は保険年金課での申請となります。

■学生納付特例が承認されると

承認された期間は未納扱いにはならず、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。ただし、学生納付特例の承認を受けた期間から10年以内に、後から納付(追納)しないと老後の年金額には反映されません。

※追納する保険料は経過期間により納付特例を受けた当時の保険料額に加算額が付く場合があります。

■国民年金保険料額

令和8年度▶月額17,920円(付加保険料▶月額400円)

令和9年度▶月額18,290円

期限までに現金で一括納付すると、保険料が割引されます

令和8年度 国民年金保険料の「現金」(納付書)による前納額一覧表

前納する期間	毎月納付の場合	前納額	割引額	納付期限
2年	434,520円	418,510円	16,010円	4月末日
1年	215,040円	211,220円	3,820円	
前納 半年	前期	107,520円	106,650円	870円
	後期			

※2年前納を希望の場合は、お早めに年金事務所へ。
※年度の途中でも、口座振替やクレジットカード払いで保険料をまとめて支払うことができます。割引額などは問い合わせください。

問合せ 春日部年金事務所 ☎048(737)7112 / 保険年金課国民年金担当

医療費通知の送付回数変更について

国民健康保険に加入しているかたを対象に医療費通知を偶数月(年6回)に送付してましたが、今年度から2月(年1回)に変更します。

	4月まで 偶数月	5月以降 毎年2月
発送時期		
掲載している 受診情報	発送月の4か月前と5か月前に受診したもの (例)令和8年4月発送分の場合 ・・・令和7年11月、12月受診分	前々年11月から前年10月までに受診したもの ※令和8年度は前年1月から前年10月までに受診したもの

問合せ 保険年金課国民健康保険担当